

# 特別支援学級における教育課程の編成について

—新サポートノートの手引きと活用—

特別支援教育センター指導主事研究会議

盛光秀之 中村めぐみ 藤田みどり 鹿島理子 清水寿紹 中澤英之

## I 主題設定の理由

特別支援学級は小学校又は中学校の学級の一つであり、学校教育法に定める小学校又は中学校の目的及び目標を達成するものでなければならない。しかし、特別支援学級では、対象となる児童生徒の障害の種類や程度によっては、障害のない児童生徒に対する教育課程をそのまま適用することが必ずしも適当ではない場合があることから、学校教育法施行規則において、特に必要がある場合には特別の教育課程によることができることを規定している。

特別の教育課程編成と関わりのある「個別の教育支援計画」や「個別の指導計画」の作成については、小中学校の学習指導要領に「障害のある児童生徒などについては、家庭、地域及び医療や福祉、保健、労働等の業務を行う関係機関との連携を図り、長期的な視点で児童生徒への教育的支援を行うために、個別の教育支援計画を作成し活用することに努めるとともに、各教科等の指導に当たっても個々の児童生徒の実態を的確に把握し、個別の指導計画を作成し、活用することに努めるものとする。特に特別支援学級に在籍する児童生徒や通級による指導を受ける児童生徒については個々の実態を的確に把握し、個別の教育支援計画や個別の指導計画を作成し、効果的に活用するものとする。」と記載されている。さらに、平成30年8月27日に施行された学校教育法施行規則第134条の2、第139条の2又は、第141条2により、特別支援学級及び通級による指導を受ける児童生徒に対して個別の教育支援計画の作成が義務づけられた。

川崎市では、以前より特別支援学級・特別支援学校に在籍する全ての児童生徒に「個別の教育支援計画」や「個別の指導計画」の作成について取り組んできたため、義務化に対する課題は少ないと考えられる。ただし、本市の取組として特別支援学級・特別支援学校に入級・入学した際に、緑色のサポートノートファイルを配付し、サポートノートに「個別の教育支援計画」と「個別の指導計画」をまとめて保管するようになってきた経緯がある。これは保護者にとって進学や機関連携の際に、必要な情報を一元化できるように進めてきた取組である。結果的に、川崎市の特別支援学級や特別支援学校の教員にとってサポートノートとは、「個別の教育支援計画」と「個別の指導計画」両方を指し示す言葉となっており、その利用目的や実際の運用場面が曖昧になっているという実情がある。サポートノートを特別支援教育の現場で適切に活用し、当該児童生徒の課題の改善につなげていく必要がある。

以上のことから、本研究では本市が従来から特別支援学級で利用しているサポートノート（個別の教育支援計画・個別の指導計画）を新学習指導要領に合わせて改訂し、その利用目的や運用を明確にするとともに、サポートノートの土台となる教育課程編成マニュアルを作成することで、上記の課題を改善していきたいと考えた。よって、研究主題および副題を次のように設定した。

特別支援学級における教育課程の編成について

—新サポートノートの手引きと活用—

## II 研究の内容

### 1 本研究の方向性

特別支援学級においては、近年教員の負担が増してきている。理由として二つ考えられる。一つは、特別支援学級の在籍者数が急増し、さらに障害における教育的ニーズの多様化が進んでいること。もう一つは、今回改訂された学習指導要領解説総則編で特別支援学級において実施する特別の教

育課程編成に係る基本的な考え方が示されたが、先に述べたように、特別支援学級の教育的ニーズが多様化しているため教育課程編成が複雑となっていることである。そこで本研究では、かわさき教育プランと第2期川崎市特別支援教育推進計画に基づき、特別支援学級における教育課程編成マニュアルとサポートノートの手引きを作成することによって、特別支援学級担任が児童生徒に適切な教育課程を編成し、児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに対応した指導と評価ができるようになることを目指す。効果検証としては、特別支援学級担当者会議でアンケートをとることや、市内小学校特別支援教育研究会と中学校特別支援教育研究部会の協力を得て実際に利用してもらったフィードバックを活用する。また、調査対象は小中学校の特別支援学級と特別支援学校の小・中学部とする。特別支援学校の教育課程編成については特別支援学級とは異なるが、サポートノートの運用では同様の取り扱いとなることから、調査の対象とすることとした。

### (1) 特別支援学級の現状

本市の特別支援学級は、在籍者数増加傾向が続いている。具体的な数値として、特別支援学級在籍者数はこの10年間で約1.5倍増加している。また特別支援学級在籍者のうち療育手帳の等級がA（重度から最重度）の児童生徒数は、平成27年度に比べて約1.6倍となっている。その他に医療的ケア（喀痰吸引、経管栄養等）を実施する児童生徒も年々増加するとともに、IQ90以上の発達障害を有する児童生徒が特別支援学級を利用することも増えている。このような多様な児童生徒が特別支援学級に在籍していることによって、保護者や本人の教育的ニーズと学級運営のバランスを取ることが難しくなっている。

また、川崎市の特別支援学級を担当する教員の構成は臨時的任用職員の割合が25パーセント程度、特別支援学級の経験年数3年未満が30パーセント程度となっている。専門性が求められる中で、厳しい現状がある。

### (2) 学習指導要領解説総則編における特別支援学級の教育課程編成

学習指導要領解説総則編には、特別支援学級における特別の教育課程の編成に係る基本的な考え方について新たに次のように示されている。（第3章 4）

#### ② 特別支援学級における特別の教育課程（第1章第4の2の(1)のイ）

イ 特別支援学級において実施する特別の教育課程については、次のとおり編成するものとする。

(7) 障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るため、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領第7章に示す自立活動を取り入れること。

(イ) 児童の障害の程度や学級の実態等を考慮の上、各教科の目標や内容を下学年の教科の目標や内容に替えたり、各教科を、知的障害者である児童に対する教育を行う特別支援学校の各教科に替えたりするなどして、実態に応じた教育課程を編成すること。

(ア) では、児童生徒が自立を目指し、障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善するために必要な知識及び技能、態度及び習慣を養い、もって心身の調和的発達の基盤を培うことをねらいとした、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領第7章に示す自立活動を取り入れることを規定している。自立活動の内容は各教科等のようにその全てを取り扱うものではなく、個々の児童生徒の障害の状態等の的確な実態把握に基づき、障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善克服するために必要な項目を選定して取り扱うものである。よって、(ア)の教育課程は、小中学校学習指導要領に定められた教育課程に準ずる教育課程（以下、「準ずる教育課程」）と自立活動によって教育課程

を編成することとなる。

(イ)では、自立活動を取り入れることに加えて学級の実態や児童生徒の障害の状態等を考慮の上、特別支援学校小学部中学部学習指導要領総則第2章の第8節「重複障害者等に関する教育課程の取扱い」を参考に、各教科の目標や内容を前の学年の教科の目標に替えたり、学校教育法施行規則第126条の2を参考に、各教科を、知的障害者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校の各教科に替えたりするなどして、実態に応じた教育課程を編成することを規定している。これらの特別の教育課程に関する規定を参考にする際は、特別支援学級は小学校の学級の一つであり、通常の学級と同様に、第1章総則第1の1の目標を達成するために、第2章以下に示す各教科、特別の教科道徳、外国語活動及び総合的な学習の時間、特別活動の内容に関する事項は、特に示す場合を除き、いずれの学校においても取り扱うことが前提となっていることを踏まえる必要がある。

ここで重要なことは、知的障害を伴わない特別支援学級在籍児童生徒が(イ)の教育課程を安易に取り扱うことがないようにすることである。その上で、知的障害のある児童生徒が(イ)の教育課程を編成する場合には、なぜその規定を選択したのか、理由を明確にするとともに、保護者等に対する説明責任を果たしながら教育課程の編成をすることが重要となる。

また、個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成・活用に関しては次のように示されている。

(第3章 4)

④ 個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成と活用 (第1章第4の2の(1)のエ)

エ 障害のある児童などについては、家庭、地域及び医療や福祉、保健、労働等の業務を行う関係機関との連携を図り、長期的な視点で児童への教育的支援を行うために、個別の教育支援計画を作成し活用することに努めるとともに、各教科等の指導に当たって、個々の児童の実態を的確に把握し、個別の指導計画を作成し活用することに努めるものとする。特に、特別支援学級に在籍する児童や通級による指導を受ける児童については、個々の児童の実態を的確に把握し、個別の教育支援計画や個別の指導計画を作成し、効果的に活用するものとする。

各学校においては「個別の教育支援計画」と「個別の指導計画」を作成する目的や活用の仕方に違いがあることに留意し、二つの計画の位置付けや作成の手順などを整理して、共通理解を図ることが必要である。また、「個別の教育支援計画」及び「個別の指導計画」については、実施状況を適宜評価し改善を図っていくことも不可欠である。

こうした「個別の教育支援計画」と「個別の指導計画」の作成と活用のシステムを校内で構築していくためには、障害のある児童生徒を担当する教員や特別支援教育コーディネーターだけでなく、校内全ての教員の理解と協力が必要となる。また、学校運営上の特別支援教育の位置付けを明確にし、学校組織の中で担任する教員が孤立することのないよう留意することも必要である。このためには、校長のリーダーシップの下、学校全体の協力体制づくりを進めたり、全ての教員が二つの計画についての正しい理解と認識を深めたりして、教員間の連携に努めていくことが求められる。校内体制にも関わるため、サポートノートの手引きは専門用語に偏らず、初めて特別支援学級を担当しても理解できるように作成することが望まれる。また、実務に即した具体例を示すことも重要と考える。

**(3) かわさき教育プランと第2期川崎市特別支援教育推進計画**

かわさき教育プランでは、「基本政策Ⅲ一人ひとりの教育的ニーズに対応する」の政策目標として障害の有無や生まれ育った環境に関わらず、すべての子どもが大切にされ、いきいきと個性を發揮できるように、一人ひとりの教育的ニーズに適切に対応していく教育を学校教育全体で推進することを目

標としている。また、第2期川崎市特別支援教育推進計画では、「基本方針Ⅱ 教育的ニーズに応じた多様な学びの場の整備」の中でサポートノートを作成・活用し、一人ひとりの教育的ニーズの的確な把握とニーズに応じた教育の推進を目標としている。このことから、今回の研究の柱となる教育課程編成やサポートノートに関しての取組は、学校現場の支援に寄与するものとなり、かつ本市の目標を推進することにも繋がると考えられる。

## 2 本研究における具体的な取組

### (1) 特別支援学級における教育課程編成マニュアルと新サポートノートの作成と配布

#### ①特別支援学級における教育課程編成マニュアル作成

児童生徒に適した教育課程を編成する手順としては、実態把握、指導目標の設定、学習内容・形態の決定、指導時数の配分、時間割の作成という流れとなる。ここで、現在の川崎市の特別支援学級における教育課程編成で課題となる点を整理しておく。

	本市の課題と考えられること
実態把握	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害の多様化が進み、障害の基礎知識だけでなく医療や福祉分野の知識も必要となっている。</li> <li>・昨年度の個別の指導計画の計画と評価を見ても、児童生徒の実態が不明確な場合がある。</li> <li>・生活単元学習等の各教科等を合わせた指導（以下、「合わせた指導」）中心のカリキュラムで特別支援学級を運営してきた場合、教科の履修状況が不明である。</li> <li>・困難に対する適切な手立てというより、単純な学習（漢字や計算など）を繰り返すことが中心になっている指導計画の場合、本人の能力に適切に対応できていない。</li> </ul>
指導目標の設定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小学校学習指導要領・中学校学習指導要領・特別支援学校学習指導要領を理解して設定する必要があり、情報量が膨大で適切な目標を立てるのが困難である。</li> </ul>
学習内容・形態の決定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特別支援学級の在籍数が多く、交流学級、小集団、個別の中から最適な場を設定すること、選ぶことが難しい。担任が全てを抱え込むことがある。</li> <li>・自立活動の指導の時間を特設するか、合わせた指導を実施するかなど、専門的な知識が必要となる。</li> </ul>
指導時数の配分 時間割の作成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・在籍者数が多く障害種別が混在しているため、準ずる教育課程の児童生徒に適切な時数を配分できていない。</li> <li>・小学校では交流学級の時間割変更が多く、計画通り評価ができない場合がある。中学校では教科担任制となるため、特別支援学級の生徒に即した時間割を作成することが難しい。</li> </ul>

上記の課題を少しでも改善できるマニュアルの作成が求められる。ただ、川崎市内の特別支援学級の状況は様々であることから、大枠を押さえることに重きを置き、細部は特設研修や特別支援学校の地域支援活用等で補うことを考えていく。

#### ②新サポートノート記入の手引き（試案）の作成と配布

学習指導要領の改訂に伴い、従来使用してきたサポートノートでは様式が適合しないため、昨年度

新サポートノート検討委員会を立ち上げ、川崎市としての様式を整えた。その結果を受けて、令和2年度は試行期間として小・中学校に利用することを推奨している。

新しいサポートノートの個別の指導計画の様式はAとBの2種類準備してある。Aは特別支援学級における特別の教育課程（ア）準ずる教育と自立活動の組み合わせである。Bは特別支援学級における特別の教育課程（イ）一部または全部を下学年の教育課程か、知的障害者である児童生徒に対する特別支援学校各教科を参考にする場合の書式となっている。Bの書式には、合わせた指導をする際に、各教科の目標を意識できるような工夫が施されている。その意図や書式選択の例を示し、手引きとして各学校へ配布した。

## （２）上記を利用しての、SAINS アンケート調査の実施

### ①新サポートノートに関わる質問について

電話、メールでの問い合わせやアンケートを実施した結果、以下の内容の質問が寄せられた。

質問概要	代表的な質問事項
教育課程	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「指導時数の配分」における留意点は何ですか。</li> <li>・書式Aを使用する児童は、生活単元学習や日常生活の指導を行わないことになりませんが、指導体制を分けるべきですか。</li> <li>・下学年の教科に変える場合は根拠を示す必要がありますが、根拠を示す具体的な方法を教えてください。</li> <li>・個別の指導計画書式Bは知的障害者である児童生徒に対する教育を参考にする場合に用いるとありますが、知的障害特別支援学級の児童だけに適用できるのでしょうか。その他の種別（病弱、肢体不自由、自閉・情緒など）の特別支援学級の児童にも用いてよいのでしょうか。</li> <li>・書式Bの年間目標に特別支援学校と小学校の目標が混ざってよいのでしょうか。</li> </ul>
様式に関わること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・書式A・Bのシート1・2について、枚数制限はあるのでしょうか。</li> <li>・形式は統一するのでしょうか。</li> <li>・放課後等デイサービスとの連携確認印の欄がありません。</li> </ul>
運用に関わること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・シートに保護者確認印や交流級担任印など追記してもよいのでしょうか。</li> <li>・評価について、例では、評価の文章が要録に載せるような文末表記になっています。「のびゆくすがた」の所見のように、保護者向けの文章表現にしてよいのでしょうか。</li> </ul>
評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>・評価はどのように行いますか。</li> <li>・単独交流している児童の評価について、単独交流している教科については、学習の様子を支援級担任は見ることができないので、評価は難しいと思うのですが、評価は支援級担任が行うべきなのでしょうか。その場合、交流級担任に聞き取りをして評価するのでしょうか。</li> </ul>
用語の理解	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小学校・中学校の学習指導要領に「準ずる」とは何ですか。</li> <li>・知的障害特別支援学校の教育課程を「参考にしない」「参考にする」とはどういうことですか。</li> </ul>

以上の通り、教育課程に関わる質問が多く寄せられた。従来の特別支援学級の指導を見直す必要を感じる教員が多くいたことは成果であるが、一層の学習指導要領の理解が求められる。また、今回教

育課程編成のマニュアルと新サポートノートの手引きを別で作っているが、関連する一連の流れの理解を促す必要性も確認できた。

### (3) 前期終了時の学校現場聞き取り調査

前期の評価後に、新書式を利用している学校での聞き取り調査を実施した。聞き取った内容に対して、それぞれ様式変更とサポートノートの手引きに説明が必要な項目を整理した。

聞き取った内容（・）対策（◎）
<p>○小学校</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・アセスメントできるようなツールや客観的に障害の程度を把握できるものがあると良い。○小学校は教員集団の専門性があるので何とかなるが、特別支援学級担任が経験の浅い教員集団の学校では難しい場合もあると考えられる。何かチェックリストのようなものがあるとよいのではないか。</li> <li>◎自立活動チェックシートや特別支援学校の学習指導要領の段階表をPDFにして校務支援システムで見られるようにする。</li> <li>・エクセル版だとかなり印刷にずれが生じているので、ワード版もあると助かる。</li> <li>◎ワード版を作成する。</li> <li>・生活の教科を位置付けていないが、時間を守るとか片付けができるなどの内容に関してはどこに記述すればいいのか迷うこともあった。</li> <li>◎自立活動の内容設定について手引きに追加する。</li> </ul>
<p>N小学校</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・委員会からの様式なので、通信票として扱う場合どこまで学校向けにカスタマイズを行って良いのかというラインがよく分からない。</li> <li>◎個別の指導計画と通信票の扱いの法的根拠について手引きに追加する。</li> <li>・交流している児童たちには、交流級の先生が取る手立てを書くことがとても難しかった。参考となる手立てが一覧になっていると嬉しい。</li> <li>◎各教科の学習指導要領から手立てを一覧にして校務支援システムで見られるようにする。</li> <li>・内容については学習指導要領から取り入れる意識が低かったので、漠然と内容を表示してしまった。</li> <li>◎目標を達成するために、どのように教科の内容を精選するかを例として示す。</li> <li>・手立てを評価することが必要になるかと思うので手立ての評価欄があると良い。</li> <li>◎手立ては共通した手立て欄を設けるなど様式を一部見直す。</li> </ul>
<p>R 特別支援学校</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・実態の記入についてどのように書けばよいか困った。年度末に昨年度の担任が書いた方が良いのではないか。そうすると教育課程の編成が速やかに行われる。</li> <li>◎実態や目標設定の時期について例を示す。実態は教科の領域ごとに記載する。</li> </ul>
<p>K小学校</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・全市的に教育課程編成について問い合わせが小学校特別支援教育研究会にある。生活単元の設定など、共有する必要がある。</li> <li>◎小学校特別支援教育研究会研修において、不明な点を整理し、研究会の研修で説明する。</li> <li>・教育の場で交流に○をした場合、交流が目的になっている児童が多くいるのではないかということが気になる。</li> </ul>

◎川崎市として交流及び共同学習の定義を確認し追記する。
N中学校
・生活単元学習、合わせた指導の位置づけが不明である。
◎特別支援学級担当者会議で説明し、手引きに追記する。

今年度新型コロナウイルス感染症感染拡大の観点から集合研修は実施せず、文書等通知となっている。そのため、特別支援学級の教育課程の編成の在り方や、新しいサポートノートについての問い合わせが小学校特別支援教育研究会にも多く寄せられているとのことだったので、11月4日に研究会主催の研修会として新サポートノートや教育課程編成の在り方について説明する機会を得ることになった。当初予定していた再度アンケートを取ることは、研究会が研修の感想を集約することから、それを最終アンケートとすることにした。

#### (4) 小学校特別支援教育研究会での研修会から学校現場の課題を把握する

小学校特別支援教育研究会で Zoom によるサポートノート研修を実施した。研究会の感想用紙から現場のニーズを分析し、ポイントを絞って書式記入例を作成することで、経験年数の少ない担当者にも伝わるような工夫をすることとした。

感想に記入された質問の概要	対応方法
要録と個別の指導計画の関連性について	法的根拠に基づき一覧できるスライドを作成して、手引きに追記する。
個別の指導計画と通信票の関連性について	
個別の指導計画の目標の書き方	記入例を具体的に示す。
3観点での文章表記が難しい	
合わせた指導の取り扱いについて	「特別支援学校の教育課程を参考にする場合」という言葉の理解が困難であることが分かった。理解しやすい記載方法を考える。
合理的配慮の欄について説明が必要である	コーディネーター向けの資料の合理的配慮プロセス説明を利用する。
交流及び共同学習の考え方について	新たに項目を起こして説明する。
評価規準と評価基準についてどのように考えるのか	授業づくりと関連するので、今後の課題とする。
専門用語が多くて理解できなかった	用語集や索引を追加する。
緑のファイルに何を綴じるのかが明確にしてほしい	研究動画の中でわかりやすく伝える。

回収した感想用紙数は 114 枚であった。

上記具体的な質問の中で、もっとも多かったのは評価についての質問事項であった。学習評価の基本的な枠組みは、本市カリキュラムセンターが発行している「小学校における学習評価の考え方及び指導要録記入の手引き」に記載されている通りである。その他、特別支援教育に関する答申では、「知的障害者である児童生徒に対する教育課程については、児童生徒の一人一人の学習状況を多角的に評価するため、各教科の目標に準拠した評価による学習評価を導入し、学習評価を基に授業評価や指導評価を行い、教育課程編成の改善・充実に生かすことのできる PDCA サイクルを確立することが必要である。」とされている。このことから、児童生徒の学習評価の在り方について（報告）文部科学省 2019 年、では、以下の 2 点について改善することが必要であるとされている。「①知的障害者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校の各教科においても、文章による記述という考え方を維持しつつ、

観点別の学習状況を踏まえた評価を取り入れることとする。」「②障害のある児童生徒について、個別の指導計画に基づく評価などが行われる場合があることを踏まえ、こうした評価などと指導要録との関係を整理することにより、指導に関する記録を大幅に簡素化し、学習評価の結果を学習の指導や改善につなげることに重点を置くこととする。」とある。そのため、今回の個別の指導計画の記入例では、端的に3観点の文章記述例を示す必要がある。また、指導要録との関連性を明確にすることも伝えていきたい。

### (5) サポートノートの手引き最終版・手引き動画

以上(1)～(4)を踏まえて、サポートノートの記入手引きと説明動画「サポートノートって、なんですか?」を作成した。最終版は聞き取り調査を行った学校に事前に配布し、フィードバックを得たが、「わかりやすく新任者も理解できる」「特別支援学級担任で年度当初に確認しやすくなった」と高評価であった。今後も、現場のニーズに合わせて改訂版を発行していきたい。



サポートノート記入の手引き

## Ⅲ 研究のまとめ

今回学習指導要領の改訂に伴い、サポートノートの見直しと共に特別支援学級の教育課程編成について周知を進めてきた。ここで改めて特別支援学級の課題を整理すると

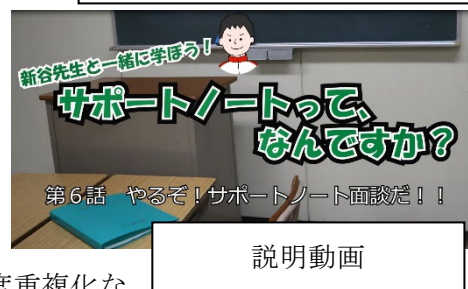
- ①特別支援学級の教育課程編成が通常の教育課程に加え、特別支援学校の教育課程を参考にすることになっており、幅広い知識が必要であること。
- ②川崎市の在籍児童生徒が増加しており、さらに多様化、重度重複化など様々な課題がある中で教育課程の編成に専門性が求められていること。
- ③特別支援学級担任の特別支援学校免許保有率は低く、また特別支援教育経験3年未満の教員が多いこと。

上記の諸課題に対応するため、今回のサポートノートの手引きは、特別支援教育の経験年数の少ない教員でも、大枠がとらえられるように作成した。今後は、授業づくりに重点を置きながら教育課程の在り方を考えていく必要があるだろう。そのためには、幅広い知識と専門性のある教員を育てること、また学校現場で特別支援教育に興味を持ってもらうことが必要である。特別支援教育の面白さは、教師の創造性を発揮し、一人一人のニーズに応じた授業づくりをすることにある。その中で、子どもたちの疑問や理解につながったときに教師としての醍醐味を味わえる。今回の研究は、学習指導要領に基づく抽象概念を具体的に伝えることが目的になっていたが、今後は現場の教師が充実した授業実践を伝えていくことが特別支援学級教育課程編成の指針となるだろう。そのためにも、小学校特別支援教育研究会や中学校教育研究会特別支援教育部会、特別支援学校研究会と連携し、発信とニーズのバランスをとりながら、これからの川崎市の特別支援教育を推進していきたい。

最後に、研究を進めるに当たり、ご支援、ご助言をくださいました先生方、また、調査にご協力いただきました校長先生をはじめ学校教職員の皆様に、心より感謝し厚くお礼申し上げます。

#### 【指導助言者】

群馬大学教授（川崎市総合教育センター専門員） 霜田 浩信



説明動画